

## さいたま市規則第7号

### さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和5年さいたま市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (相談窓口の設置)

第2条 条例第3条第3項に規定する窓口には、相談の内容に対し、適切に対応することができる者を配置するものとする。

#### (事業計画)

第3条 条例第6条（条例第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による計画は、条例第8条第1項の許可又は条例第11条第1項に規定する変更の許可の申請をする前までに、屋外保管事業場設置（変更）事前協議書（様式第1号）（以下「事前協議書」という。）により作成し、市長に提出しなければならない。

2 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 再生資源物の取引に係る内容を記載した書類
- (2) 作業実施時間等を記載した書類
- (3) 屋外保管事業場の相談窓口の設置状況について記載した書類
- (4) 環境保全措置について記載した書類
- (5) 事業予定者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等をいう。））の記載のあるもので、申請の日前3月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- (6) 事業予定者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (7) 事業予定者が未成年者（条例第9条第1項第2号コに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書）

- (8) 屋外保管事業場の土地の状況等を記載した書類
  - (9) 屋外保管事業場の所在地に係る土地の公図の写し及び登記事項証明書
  - (10) 事業予定者が前号に掲げる土地の所有権を有しない場合には、当該土地を使用する権原を有することを証明する書類
  - (11) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類
  - (12) 再生資源物を運搬に用いる車両に係る運行車両台数及び運行経路を記載した書類
  - (13) 屋外保管事業場の排水処理設備等の管理の方法を記載した書類
  - (14) 屋外保管に伴って生じる廃棄物の処理の方法を記載した書類
- 3 事業予定者は、事前協議書を提出したときは、設置等を行おうとする屋外保管事業場の敷地内の公衆の見やすい場所に、条例第6条の事業計画の場所である旨の標識を当該屋外保管事業場の設置等に着手するまでの間設置しておかなければならない。
- 4 前項の標識は、幅及び高さがそれぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
- (1) 屋外保管事業場の設置等を計画している旨
  - (2) 第1項の事前協議書を市長に提出した年月日
  - (3) 事業予定者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称）及び連絡先
  - (4) 既に屋外保管事業場の設置の許可を受けている場合にあつては、許可の年月日及び許可番号
- （事業実施予定地の調査）

第4条 市長は、その職員に、設置を予定する屋外保管事業場の調査を行わせるものとする。

（事前協議に係る通知）

第5条 市長は、前条の調査の結果及び関係法令の規定による必要な措置の内容等を勘案し、事業予定者に対し必要な助言及び指導並びに説明会で周知すべき事項について屋外保管事業場事前協議事項確認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第6条の規定による協議が終了したと認めるときは、屋外保管事業

場事前協議終了通知書（様式第3号）（以下「事前協議終了通知書」という。）を事業予定者に交付するものとする。

（説明会の開催等）

第6条 事業予定者は、条例第7条第1項の規定による説明会を、事前協議終了通知書の交付を受けた後、遅滞なく開催しなければならない。

2 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業予定者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- (3) 屋外保管する再生資源物の種類
- (4) 事業予定者及び屋外保管事業場の責任者の連絡先
- (5) 事業計画に係る事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条第1項の屋外保管事業場事前協議事項確認通知書で説明会で周知すべき事項として通知した事項

3 条例第7条第2項の規定による報告は、屋外保管事業場説明会等実施状況報告書（様式第4号）によるものとする。

（事前協議書の内容の変更等）

第7条 事業予定者は、事前協議書を提出してから事前協議終了通知書の交付を受けた後において、当該事前協議書の内容を変更して設置しようとする場合には、条例第6条及び第7条の規定による手続を改めて行わなければならない。ただし、その変更が次に掲げる軽微な変更である場合であつて、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 事前協議書の内容を変更する場合
- (2) 屋外保管事業場の所在地において、事業計画の規模を縮小する場合
- (3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合

（事業計画の廃止の届出等）

第8条 事業予定者は、事前協議書の提出後、当該事前協議書に係る事業計画を廃止したときは、屋外保管事業場事前協議廃止届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業予定者が第5条第1項の規定による通知を受けてから1年以内に措置を講じたと認められないとき又は事前協議終了通知書の交付を受けてから1年以内に条例第8条第1項の規定による許可若しくは条例第11条第1項の変更の許可の申請をしないときは、当該事業計画について前項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

(許可の申請)

第9条 条例第8条第2項に規定する申請書は、屋外保管事業場設置（更新）許可申請書（様式第6号）とし、同項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに事業予定者に第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
- (2) 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）

2 条例第8条第3項第6号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が個人である場合においては、住民票の写し
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- (4) 申請者に第11条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し
- (5) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し
- (6) 申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
  - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - イ 役員の住民票の写し
- (7) 誓約書（様式第7号）
- (8) 緊急時の連絡体制

- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面  
(生活環境の保全を目的とする法令)

第10条 条例第9条第1項第2号ウの規則で定める法令は、次に掲げるものとする。

- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

(使用人)

第11条 条例第9条第1項第2号カ、サ及びシの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、再生資源物に係る契約を締結する権限を有する者を置く屋外保管事業場

(許可等の決定)

第12条 市長は、条例第8条第1項の設置の許可、同条第4項の許可の更新又は条例第11条第1項の変更の許可（以下「許可等」という。）をしたときは屋外保管事業場設置（変更）許可通知書（様式第8号）により、許可等をしないときは屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(屋外保管事業場の許可証)

第13条 市長は、許可等をしたときは、屋外保管事業場設置許可証（様式第10号）を交付しなければならない。

(使用前検査の申請)

第14条 条例第9条第3項の検査を受けようとする者（次項において「使用前検査申請者」という。）は、屋外保管事業場使用前検査申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第9条第3項の検査の結果、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していると認めるときは、屋外保管事業場計画適合通知書（様式第12号）により使用前検査申請者に通知するものとする。

（屋外保管事業場の立地基準）

第15条 条例第10条第1項第2号の規則で定める方法は、屋外保管事業場の敷地と、公道が4メートル以上接するものとする。

（変更の許可等）

第16条 条例第11条第1項の変更の許可を受けようとする者は、屋外保管事業場変更許可申請書（様式13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図
- (2) 変更前及び変更後の屋外保管事業場に係る平面図、立面図、断面図、構造図及び構造計算書
- (3) 屋外保管事業場内の配置図
- (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに経路に関する図面
- (5) 申請に係る屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類
- (6) 第9条第2項第1号から第9号までの書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（許可を要しない軽微な変更）

第17条 条例第11条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項に係る変更とし、当該変更をした日から10日（法人で次項第1号及び第3号の規定により登記事項証明書を添付する場合にあっては、30日）以内に屋外保管事業場変更届出書（様式第14号）により届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 屋外保管事業場の所在地（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更に限る。）

(3) 法人である場合においては、その役員及び第11条に規定する使用人

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人

(5) 屋外保管事業場の構造であって、市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがない変更として市長が別に定めるもの

2 前項に規定する届出には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票の写し及び誓約書、法人にあつては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び誓約書

(3) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、同号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）が個人にあつては住民票の写し及び誓約書、法人にあつては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(4) 前項第5号に掲げる事項の変更の場合には、屋外保管事業場の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図

（廃止の届出）

第18条 条例第11条第4項に規定する廃止の届出は、屋外保管事業場廃止届出書（様式第15号）によるものとする。

2 前項の届出は、屋外保管を廃止した日から10日以内に届け出なければならない。（廃止の基準）

第19条 条例第14条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 再生資源物及び屋外保管に伴って生じる廃棄物が保管されていないこと。

(2) 施設の構造物が市民生活の安全及び生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないものであること。

（屋外保管事業場に係る掲示板）

第20条 条例第15条第1項第1号イの規定による掲示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。

2 前項の掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 屋外保管事業場である旨
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 許可の期間
- (4) 屋外保管事業者の氏名又は名称
- (5) 屋外保管事業場の管理者の氏名及び連絡先
- (6) 相談窓口に係る名称及び連絡先
- (7) 保管する再生資源物の種類

3 条例第15条第1項第1号ウの掲示板は、幅及び長さがそれぞれ60センチメートル以上のものとしなければならない。

4 前項の掲示板には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 屋外保管の場所である旨
- (2) 保管する再生資源物の種類
- (3) 屋外保管事業場の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- (4) 容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のものの  
(屋外保管の高さ)

第21条 条例第15条第1項第2号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- (1) 屋外保管の場所の囲いに保管する再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該屋外保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該屋外保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ又は5メートルのうちいずれか低いもの
- (2) 屋外保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ

ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50センチメートルに満たない場合にあっては、その

下端) (以下この条において「基準線」という。) から当該保管の場所の側に水平距離2メートル以内の部分 当該2メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(7)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(7)又は(4)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの

(7) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(4) 前号に規定する高さ

イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルを超える部分 当該2メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(7)に規定する高さ(当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(7)又は(4)に規定する高さのうちいずれか低いもの)又は5メートルのうちいずれか低いもの

(7) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2メートルの線を通り水平面に対し上方に50パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が2以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(4) 前号に規定する高さ

2 条例第10条第2項第2号に規定する緑地帯を設置しない場合においては、前項第2号に規定する保管の高さは、同号中「50センチメートル」とあるのは「1メートル」と、「2メートル」とあるのは「4メートル」と読み替えるものとする。

(屋外保管に係る飛散防止等のための措置)

第22条 条例第15条第1項第2号エの規則で定める措置は、再生資源物の性状に応じ、屋外保管の場所から再生資源物又は当該屋外保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じることとする。

(屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼又は当該屋外保管事業場の外部への延焼を防止するための措置)

第23条 条例第15条第1項第3号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 再生資源物が再生資源物以外の物と混合するおそれのないように区分して保管

すること。

- (2) 再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- (3) 再生資源物の一の保管の単位の面積を200平方メートル以下とすること。
- (4) 隣接する再生資源物の保管の単位の間隔は、2メートル以上とすること（当該保管の単位の間火災の延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置  
（騒音及び振動の規制基準）

第24条 条例第15条第1項第4号の規則で定める措置は、屋外保管事業場の敷地の境界線において、別表第1及び別表第2の区域の区分及び時間の区分に応じた基準を超えないものとする。

（帳簿の作成等）

第25条 条例第16条第1項の規定による帳簿の作成は、毎月、屋外保管許可事業者が前月中における同項各号に規定する事項について、毎月末までに記載するものとする。

2 条例第16条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 屋外保管事業場からの流出の防止のために回収した廃油又は廃液の品目及び数量
- (2) 火災の発生のおそれがあるものとして回収したものの品目及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
（立入検査の身分証明書）

第26条 条例第18条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。

（市長に提出する書類の部数）

第27条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類の部数は、書面の場合は正副2部とする。

（その他）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 条例附則第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
  - (2) 既存屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
  - (3) 既存屋外保管事業場において保管する再生資源物の種類及び数量
  - (4) 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに第11条に規定する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
  - (5) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
  - (6) 既存屋外保管事業場の構造
  - (7) 再生資源物の保管の方法
  - (8) 火災予防上の措置
- 3 条例附則第5項に規定する届出は、市長が別に定める書類により行う。
- 4 前項の書類には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
  - (1) 既存屋外保管事業場の位置図及び付近の見取図並びに周辺の状況を記載した書類
  - (2) 既存屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
  - (3) 既存屋外保管事業場内の配置図
  - (4) 再生資源物の搬入及び搬出の方法を記載した書類並びに当該搬入及び搬出に係る経路の図面
  - (5) 従前の事業者が既存屋外保管事業場の用に供する土地を使用する権原を有していることを証する書類
  - (6) 従前の事業者が個人である場合においては、住民票の写し

- (7) 従前の事業者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
  - (8) 従前の事業者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
  - (9) 従前の事業者に使用人がある場合においては、当該使用人の住民票の写し
  - (10) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が個人である場合においては、当該法定代理人の住民票の写し
  - (11) 従前の事業者が未成年者であり、かつ、当該未成年者の法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類
    - ア 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
    - イ 役員の住民票の写し
  - (12) 緊急時の連絡体制が記載された書類
  - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 5 条例附則第7項の規則で定める事項は、第6条第2項各号に規定する事項とする。

別表第1（第24条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝（午前6時から午前8時まで）及び夕（午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第一種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の指定がされている区域

(2) 第二種区域 次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の指定がされている区域

イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域

(3) 第三種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

(4) 第四種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）第1条の表の備考2から備考4までに定めるところによるものとする。

3 第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（別表第2にお

いて「学校」という。)

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（別表第2において「保育所」という。)
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（別表第2において「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所（別表第2において「診療所」という。）のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（別表第2において「図書館」という。)
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（別表第2において「特別養護老人ホーム」という。)
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第2において「幼保連携型認定こども園」という。)
- 4 第1項第2号イに規定する区域内における都市計画法第29条第1項第5号、第34条第6号又は第34条の2第1項に規定する開発行為（工業の用に供する目的で行うものに限る。）に起因して、当該区域について第二種区域に係る規制基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとする。

別表第2（第24条関係）

振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間（午前8時から午後7時 まで）	夜間（午後7時から翌日の午前 8時まで）
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 区域の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 第一種区域 次に掲げる区域をいう。
    - ア 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域の指定がされている区域
    - イ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の指定がされていない区域
  - (2) 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域の指定がされている区域
- 2 この表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）第1条の表の備考3から備考6までに定めるところによるものとする。
- 3 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

様式第1号（第3条関係）

屋外保管事業場設置（変更）事前協議書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

協議者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定により、次のとおり事前協議書を提出します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	
屋外保管事業場の設置（変更）に関する計画に係る事項	許可年月日*	年 月 日	
	許可番号*	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m <sup>2</sup>
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
	再生資源物の保管の方法		
	再生資源物の保管の最大の高さ	m	
火災予防上の措置			

備考

- 1 屋外保管事業場に関する変更の場合にあつては、※欄及び変更の前後がわかるように記載すること。
- 2 事前協議書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日  
第 号

様

さいたま市長



屋外保管事業場事前協議事項確認通知書

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条に基づく屋外保管事業場設置（変更）事前協議に係る協議の結果について、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	

協議の結果

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



屋外保管事業場事前協議終了通知書

屋外保管事業場の設置等に関する計画について、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条の規定による協議が終了しましたので、次のとおり通知します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	

様式第4号（第6条関係）

屋外保管事業場説明会等実施状況報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

報告者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

事前協議書等の内容について周知を図るための説明会を開催したので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
開催日時	
開催場所	
開催の周知範囲	
参加者数	
説明会の状況（議事録等）	

備考

- 1 説明会で配付し、又は使用した資料等を添付すること。
- 2 報告書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第5号（第8条関係）

屋外保管事業場事前協議廃止届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第6条に基づく協議を終えた事前協議書に係る事業計画を廃止したので、次のとおり届け出ます。

事前協議書の收受年月日及び文書番号	年 月 日 第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
保管する再生資源物の種類	
処理施設の種類 （設置する場合に限る）	
廃止年月日	
廃止の理由	

備考

- 届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場設置（更新）許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号
	敷地面積	m <sup>2</sup>
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日*	年 月 日
	許可番号*	第 号
	保管する再生資源物の種類	
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積 m <sup>2</sup>
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)
	再生資源物の保管の方法	
火災予防上の措置		



(第3面)

条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 屋外保管事業場に関する更新の場合にあつては、※欄について記載すること。
- 2 「法定代理人」の欄から「条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第7号（第9条、第16条、第17条関係）

誓約書

申請（届出）者は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項第2号アからスまでのいずれかに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請（届出）者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

備考

- 1 誓約書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様

さいたま市長



屋外保管事業場設置（変更）許可通知書

年 月 日付で申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、申請のとおり許可します。

1 屋外保管事業場の所在地

2 許可の有効期限

年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

さいたま市長



屋外保管事業場設置（変更）不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった屋外保管事業場の設置（変更）については、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第1項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、次の理由のとおり許可しません。

- 1 屋外保管事業場の所在地
- 2 不許可の理由

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

許可番号 第 号

## 屋外保管事業場設置許可証

住所  
氏名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例 第8条第1項 の許可を受けた者であることを証する。 第11条第1項

さいたま市長



許可の年月日 年 月 日  
許可の有効年月日 年 月 日

### 1. 事業の用に供するすべての施設

(1) 保管を行う場所の所在地及び面積

(2) 保管施設の概要

再生資源物の種類	保管面積	保管高さ等

### 2. 許可の条件

### 3. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内 容
年 月 日	
年 月 日	

様式第11号（第14条関係）

屋外保管事業場使用前検査申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場の使用前検査を受けたいので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第9条第3項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置等の場所	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	第 号
工事完了年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

備考

- 1 屋外保管事業場の構造を明らかにする図面等を適宜添付すること。
- 2 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第14条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

さいたま市長



屋外保管事業場計画適合通知書

年 月 日付で申請のあった屋外保管事業場の使用前検査については、屋外保管事業場の設置に関する計画に適合していたので、次のとおり通知します。

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
屋外保管事業場の設置等の場所	
検査年月日	年 月 日

屋外保管事業場変更許可申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号
	敷地面積	m <sup>2</sup>
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日
	許可番号	第 号
	保管する再生資源物の種類	
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積 m <sup>2</sup>
処理施設の種類 (設置する場合に限る)		
変更の理由及び内容		



(第3面)

条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 「法定代理人」の欄から「条例第9条第1項第2号カ、サ及びシに規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 3 申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場変更届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場に係る事項について軽微な変更をしたので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m <sup>2</sup>
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
再生資源物の保管の最大の高さ	m		
変更の理由及び内容			

備考

- 1 変更の内容については、変更の前後がわかるように記載すること。
- 2 届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

屋外保管事業場廃止届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）

電話番号

屋外保管事業場の全部を廃止したので、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第11条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

屋外保管事業場の設置場所の所在地及び敷地面積	所在地	電話番号	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	
屋外保管事業場の設置に関する計画に係る事項	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 号	
	保管する再生資源物の種類		
	事業場の構造	種類ごとの保管区域の面積	m <sup>2</sup>
		処理施設の種類 (設置する場合に限る)	
再生資源物の保管の最大の高さ	m		
廃止の理由			
廃止の年月日	年 月 日		

備考

- 届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(表)

写真	身分証明書	第	号
		所 属	
		職 名	
		氏 名	
上記の者は、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例第18条第1項の規定により、立入検査等を行う者であることを証明する。			
年 月 日発行			
(3年間有効)			
		さいたま市長	印

8 cm

6 cm

(裏)

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（抜粋）

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、屋外保管事業者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。